

令和6年度 南姫地域地区懇談会（要旨）

1 概要

- 【テーマ】 第8次総合計画及び令和6年度主要事業について
【日時】 令和6年6月19日（水） 19：00～
【場所】 南姫公民館大ホール

2 おもな意見

- ① 南姫地区の保育園は民間運営です。保育料無償化の対象になりますか。

回答(福祉部課長)

民間運営の場合も無償化の対象となります。

- ② 5月30日の市議会冒頭での市長の発言が、議員を牽制しているように感じました。発言の意図を教えてください。

回答(市長)

就任から1年が経ち、市議会議員にお礼を述べるとともに、県議会議員当選時に先輩議員から心構えとしていただいた言葉を改めて振り返り、市長として市政運営に取り組んでいこうという自らの決意を再確認する意味でお話ししております。

- ③ 庁舎移転のアンケートで一部反対している人がいることについて市としてどのように考えていますか。

回答(総務部次長)

庁舎の移転は、時間をかけて議会で検討していただき、決定しました。反対の方も含め、広く意見も伺いながら、建設事業を進めていきます。

- ④ 本庁舎は耐震化を実施し、今後数十年使用できるのではないですか。新庁舎建設の計画はどのようになっていますか。

回答(総務部次長)

本庁舎は老朽化、狭あいの問題から平成23年に建て替えの方針が決定いたしました。平成26年から27年にかけて必要最低限の耐震工事を実施しましたが、設備などの問題もあり今後も継続しての使用は出来ません。このため、議会で検討し、駅北への新庁舎建設が決定いたしました。

- ⑤ 第30区は市街化調整区域になっているため、新規開発が出来ず人口が減少しています。今後の第30区に対してどのような展望を持っていますか。

回答(都市計画部長)

市街化調整区域の見直しは難しいです。今後は農地の保全と現在の住環境の維持を行っていきます。また開発行為は市独自の条例の中で一定程度許可しています。

- ⑥ 市街化調整区域がない可児市と比べて、どのようなメリットがあるのか教えてください。

回答（都市計画部長）

住宅等の小規模な乱開発が抑えられており、緑地が保全されていると考えています。現在は地域の皆様からのご意見を受けて「多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例」（以下、開発基準条例）を設け、一定程度の開発を許可しています。

⑦ プラティ多治見に市役所の出張所を設けてはいかがですか。

回答（経済部長）

プラティ多治見は商業施設のにぎわいの拠点として考えているため、庁舎機能のプラティへの入居は考えていません。

⑧ 道路脇に木が生い茂っています。通行上危ないので整備して欲しいです。

回答（建設部課長）

道路河川課にご連絡いただければ所有者を調べて連絡をします。また市の管理している道路は伐採を行っています。

⑨ 南姫はいつから市街化調整区域になっていて、開発基準条例を設けたのはいつからですか。南姫の住民に対して実施した施策を教えてください。

回答（都市計画部長）

市街化調整区域には平成8年の10月から指定しており、一定の区域における開発許可は平成20年6月から実施をしております。南姫地区は市街化調整区域ですが通常市街化区域で行う下水道整備を実施しました。

⑩ 市の中心地開発のために南姫が市街化調整区域となり、犠牲になったと思っています。過去の施策は社会の状況に応じて変えていく努力をして欲しいと思います。

回答（市長）

市街化調整区域を外すことは国、県も関わる難しい問題です。
また、外すことで固定資産税が増加することは一部の方にはリスクになり得ます。都市計画を含めまちづくりに関しては、しっかりと情報を発信し、地域の皆様と共に考えていきます。